

割り勘裁判

作 宝井 直人

登場人物 ..

『被告人(村田)』

『検察官』

『弁護人』

『証人A(原告..渡辺の友人)』

『証人B(被告..村田の友人 池上)』

『裁判官』

『傍聴人』(何人でも可能、できれば複数人いると望ましい)

検察官 被告人の犯行は極めて悪質であり、非人道的と言わざる負えませんが、よって我々検察は被告人に対し極刑を望みます。

弁護士 異議あり！検察の主張は客観的事実を欠いたものであり不当です。検察側に証人尋問および当事者尋問を要求します。

裁判官 弁護士、その異議を認める。検察官。

検察官 はい。ではよろしくお願いします。あなたは、原告の渡辺さんとはどのような関係ですか？

証人 A 大学からの友人です。

検察官 あなたは、8月6日の夜、何をしていましたか？

証人 A 渡辺達と一緒に、新宿の居酒屋で食事をしていました。

検察官 なぜそこで食事をしていたのですか？

証人 A 渡辺に誘われて、合コンに行くことになったんです。

検察官 その中に被告人はいましたか？

証人 A はい。

検察官 その時のことを覚えていますか？

証人 A はい。あの時も、いつものように楽しい時間を過ごしていました。話しも盛り上がり、いい時間となりましたので、とりあえず一軒目はお会計しようという話になりました。でも、その時

検察官 その時、何がありましたか？

証人 A 被告人が私たち女性に対して信じられない言葉を浴びせてきたんです。

検察官 被告人はなんと言いましたか？

証人 A

傍聴人

裁判官

検察官

証人 A

検察官

証人 A

「女性陣は一人2千円でいいかな」と言ってきました。
酷い！なんて奴だ！

静粛に

つまり、被告人は女性陣に対し「金銭」を要求してきた。そういうことですね？

はい。

その時、どのようなお気持ちでしたか？

あんなおぞましい体験、今でも忘れません。この男は、私達を、私達の人生全てを踏みにしたんです。私たちが女性は男と違って、多くの場面でお金がかかります。出かける時は必ず化粧をし、美容院に行ってパーマをかけたたり、マニキュアしたり、可愛い喫茶店で可愛い食事の写真を撮ったり、脱毛サロンにも行かないといけないんです。私たちが女性には、男たちが想像もできないような時間とお金がかかるんです。その上、男が同席している時に食事代まで要求されたら・・・そんなことされたら、わたし、私たちはどうやって生きていけばいいんですか？私は・・・私達女は死んでもいいって言うんですか。

検察官

皆さん、お聞きになったでしょう。彼女たちは、被告人が放った悪意に満ちた一言により、人としての尊厳を踏みにじられ、深く心を傷つけられたのです。被告人は残虐非道な犯行を行ったにも関わらず、自身は無罪だと主張する始末。ここは法定、言葉は慎重に選び咀嚼しなければなりません。しかし、被告人に対してあえて言います。カスである！

弁護人

検察官

異議あり。被告人がカスであったとしても、本件は合コンにて、支払いを要求しただけだ！

674万。皆さん、この数字をご存知ですか？これは、日本人女性25歳〜34歳の人数です。そして、その内の約6割の女性が既婚者です。

弁護人
いったい何の話だ！

検察官
彼女たちが結婚相手と出会うきっかけ、堂々二位が「友人を介して知り合う」です。今回のケースはまさにそれです。

弁護人
だから何を言いたい！

検察官
被告人の非道な犯行により、彼女たちは安心して夜の街に繰り出すこともできず、運命の相手と出会うきっかけを失ってしまいました。「運命の人と出会うきっかけ」をです。人生にとつてこれほど悲しく辛いことはありません。しかも、結婚し、授かったであろう尊い命までも奪われました。これは殺人、いや大量殺人です。

弁護人
ふざけるな！

検察官
さらに、本件はメディアにも大きく取り上げられており、この悪行が国民に知れ渡ること、世の中の女性たちはきつとこう思うでしょう「私も同じ目にあうかもしれない」と。先程も述べましたが、日本には渡辺さん達と同年代の女性は674万人存在します。少なく見積もってもこの中の1割、そう、65万人もの女性たちが、渡辺さん達と同様の被害を被るのです。加えて65万人の半数以上が授かったであろう尊い命までも。これは最早、我が国の少子化に拍車をかけ、国を破滅に導かんとする国家転覆を謀ったテロ行為！そう、被告人の此度の犯行は国家反逆罪、並びに内乱罪に相当すると言っても過言ではありません！

被告人
そ、そんな馬鹿な

弁護人
異議あり。論理の飛躍だ！検察の主張は憶測の域の範疇です！裁判長、証人への尋問を要求します！

裁判長
弁護人、その異議を認める。

弁護人 先ほど、あなたは、今年の8月6日の夜、渡辺さん達と食事会をしたと言いましたね。
証人A はい。

弁護人 その食事会に参加した人数は何人ですか？

証人A 8人です。

弁護人 その食事会の男女構成をどうでしたか？

証人A ・・・男女それぞれ4人ずつです。

弁護人 その時の合計支払額は？

証人A 一人当たり4500円のコースで3万6千円。支払いは、女性2000円、男性7000円です。

弁護人 ありがとうございます。・・・お聞きの通り本件は「合コンで女性陣に一部支払いを要求した」
ただそれだけなのです。

検察官 だからどうだと言うのです。

弁護人 合コンとは、参加者のうち一人以上知人が存在するものですが、その場に居合わせた過半数の相手は、そ
の日に出会った赤の他人です。しかも、我々の調べによりますと、その合コンの参加者は全員が社会人。

検察官 だからどうだと言うのです。

弁護人 社会人である以上、食事代を支払うことは至極当然です。

検察官 だからどうだと言うのです。

弁護人 よって「合コンで女性陣に支払いを要求すること」は極めて正当な行為であると主張します。

検察官 「正当な行為」だと？このご時勢に男尊女卑ともとれる主張は謹んでいただきたい。合コンで支払いを要

求することは、公序良俗に反する極めて悪質な行為です。社会人だろうとなんだろうと関係ないんです。

検察官 男女が食事をしたという状況にある以上、男は女性に奢らなければならないんですよ。裁判長、被告人への尋問を要求します。

裁判長 検察官、その主張を認める。

検察官 被告人、あなたは去年の3月、川崎で催された合コンに参加したそうですね。

被告人 ……はい

検察官 渡辺さん達との合コンでは支払いを要求していましたが、川崎で開催された合コンでは女性陣に支払いを要求せず、「奢った」と聞きましたが…そうですね。それはなぜですか？

被告人 え！？…あ、いや、そ、それは…あ、…

検察官 なぜ奢ったのですか？

被告人 ……あつ…うつ…ツ、あ

検察官 川崎の合コンで出会った女性達には奢りたいと思ったが、渡辺さん達にはそう思わなかった。そういうことですか？

被告人 ……あ、い、いや、そ、その、

検察官 川崎の合コンではなぜ奢ったのですか？

被告人 い、いや、そ

検察官 川崎の合コンで出会った女性達はもうでしたか？

被告人 ……可愛かったです

検察官 では、渡辺さん達はもうでしたか？

被告人 ……そ、それは

検察官 つまり、川崎の女性達は可愛かったが、渡辺さん達はそうではなかったと。

被告人 ・・はあつ、いや、それは

検察官 渡辺さんたちがブスだったから支払いを要求した。そういうことですね？

被告人 そ、それは

傍聴人 なんて、ひどいやつだ！

裁判長 静粛に

弁護士 裁判長！検察の発言は不適切であり明らかな誘導尋問です！尋問の取り消しを要求します。

裁判長 弁護士、その旨を却下する。

弁護士 なんですって？！！

検察官 いえ、もう結構です。

弁護士 くっ！くそ！

皆さん、被告人が「人を見た目でしか判断できない、最低のクズ男」ということがお分かり頂けたでしょうか。そう、被告人が犯行に及んだ理由、それは「渡辺さん達がブスだったから」ただそれだけだったのです。

弁護士 ふざけるな！！本件において原告がブスであるかどうかは関係ない！「合コンで支払いを要求した」ただそれだけだ！誰に奢るかどうかは人それぞれであり、意思決定の判断は個人の自由だ！しかも本件では、原告者達が支払った額2千円に対し、男性陣は一人7千円も支払っている！何も問題ありません！

検察官 大有りですよ。我々は「損・得」の話をしているのではない。「善・悪」の話をしているんです。

弁護士 全ての男性は必ず女性に食事を奢らなければならぬと、そう言いたいんですか！

検察官

ええ。その通りです。お金があるうがなかるうが、女性に魅力があるうがなかるうが、美人だるうがブスだるうが、そんなことは関係ないんですよ。男は女性に奢る。これは有史以来から決められた、男に課せられた責務なのです。

弁護人

そ、そんな道理、あつてたまるか！

検察官

本件は、被告人が残酷な犯行を犯した。だから法を持って裁くのです。

傍聴人

そうだそうだ！

裁判長

静粛に

検察官

ひとつ勘違いされているようなので言っておきますが、我々は被告人を有罪にするためにここに来た訳ではありません。野蛮な輩からか弱き女性を守るため、国家転覆を目論む大量無差別殺人行為からこの国を守るため、この男を極刑にするため、そのためにここへ来たのです。これまでの経緯を見るに被告人の更生が望めないことは明らか。軽い処罰を受けたとしても、数年経てば、またのうのうと社会に繰り出し、再び同じ犯行に手を染めることでしょう。このような犯罪者を世に放すことになれば、か弱き女性達は夜も眠れず、愛する相手を思うこともできない、悲しき夜を過ごさなければなりません。彼女たちが受けた苦しみはいかほどであったか、彼女たちがこぼした涙はどれほどであったか・・・

我々は今！この怒りを結集し！被告人に極刑と言う名の鉄槌を叩きつけて初めて勝利したと言えます！この勝利こそ、被害者全ての最大の慰めになることでしょう！国民よ立て！悲しみを怒りに変えて！立てよ国民！我々は諸君らの声を欲しているのです！！執行猶予付きなど論外！！被告人に極刑を！！

傍聴人

(拳を突き上げて) 被告人に極刑を！！

検察官

被告人に極刑を！！

傍聴人 (拳を突き上げて) 被告人に極刑を！！

(どよめく会場)

裁判長 静粛に、静粛に

被告人 あ、ああ(膝から崩れ落ちる)

弁護士 裁判長、こちらの証人喚問を要求します。

裁判長 弁護士、その旨を認める。

弁護士 池上さん、お願いします。

(証人B (池上)、登場。位置に着き裁判長へ会釈後、被告人(村田)を力強く見つめ、視線を戻す)

証人B 私は被告人、村田の同僚です。当日、村田が割り勘を提案したことは事実です。しかし、村田は人を見た目で判断する様な男ではありません。私の知る村田は誰よりも優しく、こころ配りのある、誠実で実直な男です。

検察官 しかし、その誠実で実直な被告人は、相手がブスだからという理由で女性に支払いを要求したんですよ？

証人B それは、誤解です。あの時は女性陣に奢る形となりましたが、基本的に村田は割り勘派です。

弁護士 ではなぜ、川崎の合コンでは奢ったのですか？

証人B はい。あの時の合コンは友人の松山が主催してました。松山は気前がいいやつで、合コンでは必ず女性陣にお金を出させない奴なんです。その時は、松山の顔を立てるため、村田は仕方なく女性陣に奢ったのだと思います。相手が可愛かったからではなく、友人のために奢ったんです。だから、村田は悪い奴ではありません。

被告人 池上

証人 B

むしろ、奢ってもらうことを当然のように考えている原告者の方々に疑問を感じざるおえません。それに、合コンや街コン等における会費の設定理由にも疑問を感じます。「男性は女性よりも飲み食いするから」という理由で、男性が多く支払うケースが多々あります。実際、男性より飲み食いしている女性を大勢見してきました。世の中には小食な男性も存在します。マッチングアプリ等出会い系の類全てで男性が多く金額を支払っています。これでも、男性が女性に必ず食事を奢らなければならないのでしょうか。このような誤った認識が、この国から無くなることを切に願います・・・以上です。

弁護士

ありがとうございます。

(弁護士、池上へ「よく言ってくれました」と、目で称賛の意を伝える)

検察官

裁判長、証人池上さんへの尋問を要求します。

裁判長

検察官、その旨を認める。

検察官

池上さん、失礼ですが、ご結婚はされていますか？

証人 B

え？あ、はい。

検察官

ご結婚して今年で何年目ですか？

証人 B

・・・4年目です。

検察官

去年開催された川崎での合コンの話、あたかも当事者のように説明して頂きましたが、なぜこの話をご存知なのですか？

証人 B

ッ、それは

検察官

まさか、既婚者の身でありながら合コンに参加した。ということでしょうか？

証人 B

ち、違います。渡辺から聞いただけで

検察官 …… そうですか。ま、これは本件とは関係ないのですが、今年の9月15日、どこで何をしていたか覚えていますか？

証人 B

検察官 …… 奥様には出張だと言って家には帰らなかったそうですね。確か、ご友人の誕生日でしたかな。

証人 B

弁護士

裁判長、検察の尋問は本件から逸脱しております！ 検察自ら本件とは関係ない話であると認めています！ 尋問の中止を要求します。

裁判長

その旨を却下する。

弁護士

そんな！

検察官

いえね、池上さん、判決が下るまでは、この場にいる皆さんに箝口令が適用され、一切の口外を禁止されます。なので…ご安心ください。

弁護士

検察の言動は脅迫だ！！ すぐに中止させるべきです！

検察官

なに！！ 池上さん！！ どうしました。

証人 B

ハア、ハア、ハア 池上さん！！

検察官

ご気分、優れませんか？

証人 B

ハアハア、ハアハア

弁護人 池上さん！！

証人B ハアハア、ハアハア

検察官 あなたのご家族を守れるのは、あなただけです

証人B ハアハア、ハアハア

弁護人 池上さん！！

証人B ハアハア、ハアハア・・・ご、合コンで、わ、割り勘を要求することは、最低な行為だと・・・思います。
なっ！池上さん！

証人B わ、私も被告人に・・・極刑を求めます。

被告人 ・・・池上

検察官 以上です。

裁判長 それでは判決を言い渡す。被告人の犯行は公序良俗に反する極めて悪質なものである。たとえ刑を全うし

たととしても、反省の姿勢が見えず、更生も望めないため再犯のおそれが十分に高いと考える。よって、被告人に懲役57年を課す有罪とする。以上を持って閉廷する。（弁護人と被告人を残し、各々退場する中）
即刻上訴します・・・逃げられると思うなよ（退場）

検察官 ・・・逃げはしない・・・諦めてたまるか・・・村田さん

被告人 もうダメだ。もう・・・終わりだ・・・あきらめましょう

弁護人 ・・・ダメです。我々は戦うんです・・・一審がダメなら二審がある、二審がダメなら最高裁がある。それでダメなら不服申立です。村田さん、我々は戦うんです。戦って戦って、戦うんです。自身のために！

おわり